

○上尾市商業の振興に関する基本条例

平成 1 8 年 6 月 2 8 日

条例第 2 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、商業の発展が地域の経済及び社会に果たす役割の重要性にかんがみ、商業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店会 商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条第 1 号の事業協同組合（商業に係るものに限る。）又は商業の振興に関する活動を協同して行うことを目的に任意に組織された商業者（市内において商業を営む者をいう。以下同じ。）の団体であって、主に商店街が形成されている一定の区域において当該活動を行うものをいう。

(2) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗をいう。

(3) 中規模小売店舗 一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積（小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。）の合計が 5 0 0 平方メートル以上 1 , 0 0 0 平方メートル以下のものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、国、埼玉県、商工会議所（商工会議所法（昭和 2 8 年法律第 1 4 3 号）に規定する商工会議所で本市の区域を同法第 8 条第 1 項に規定する地区とするものをいう。）その他の市内における商業の総合的な改善発達を図ることを目的とする団体（次条において「商工会議所等」という。）と連携した上で、商業者及び商店会と協働して商店街の活性化に必要な施

策の実施に努めるものとする。

- 2 市は、商業者及び商店会に対する支援を行うことにより商業の振興を図り、もって地域社会の活性化に努めるものとする。

（商工会議所等の責務）

- 第4条 商工会議所等は、商業者の事業活動に対する支援を行うとともに、市と協力して、商業の振興を目的とする施策の実施に努めるものとする。

（商店会の責務）

- 第5条 商店会は、当該商店会の存する地域の市民、団体等と連携して商店街の活性化を図ることにより、にぎわいと交流のある地域づくりに努めるものとする。

- 2 商店会は、消費者の利便性の向上を図るため、商店街における快適な環境の整備に努めるものとする。

- 3 商店会は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

（市民の協力）

- 第6条 市民は、市内における商業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを踏まえ、市内における商業の振興を図ることを目的とする事業その他の取組に協力するよう努めるものとする。

（大規模小売店舗等において小売業を行う者による地域貢献事業の実施等）

- 第7条 大規模小売店舗又は中規模小売店舗（以下「大規模小売店舗等」という。）において小売業を行う者は、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立って、次に掲げる事項に関する事業（以下「地域貢献事業」という。）の実施に努めるとともに、公共的団体その他の者が行う地域貢献事業に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

- （1） 地域社会の活性化対策
- （2） 地域における雇用対策
- （3） ごみの減量その他の環境対策
- （4） 防犯対策
- （5） 青少年の非行防止対策
- （6） 防災対策

(7) その他この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項
(地域貢献計画書の作成及び提出)

第8条 本市の区域に存する大規模小売店舗等において小売業を行おうとする者(地域貢献事業を効率的に実施するために必要があると市長が認めるときは、当該大規模小売店舗等において小売業を行おうとする者で組織される団体)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、地域貢献事業に関する計画書(以下「地域貢献計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 本市の区域に存する大規模小売店舗等において小売業を行っている者(地域貢献事業を効率的に実施するために必要があると市長が認めるときは、当該大規模小売店舗等において小売業を行っている者で組織された団体)は、毎年度、規則で定めるところにより、地域貢献計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(報告の聴取等)

第9条 市長は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項又は第2項の規定により地域貢献計画書を提出した者に対し、当該地域貢献計画書に記載された事項について報告を求め、又はその適正な実施に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(1) 地域貢献計画書に記載された事項の実施が著しくされていないと認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、第7条各号に掲げる事項についての取組の状況が地域貢献計画書に記載されている内容と著しく異なると認められる場合

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。